

令和5年度 予算編成方針

1 はじめに

(1) 経済状況と国の動向

ア 内閣府が公表した9月の月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、緩やかに持ち直している。先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。

ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

イ 6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」における当面の経済財政運営について、「大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の下、適切な実行を図るとともに、構造変化を牽引しつつ、『成長と分配の好循環』を拡大していく必要がある。

当面は、『コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策』などを迅速かつ着実に実行し、景気の下振れリスクに対応し、消費や投資を始め民需中心の景気回復を着実に実現するべく、賃上げや価格転嫁など『成長と分配の好循環』に向けた動きを確かなものとしていく。

その上で、本基本方針や総合的な方策を早急に具体化し、実行に移す。人への投資、デジタル、グリーンなど、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする新しい資本主義を実現するため、官民が連携し、計画的で大胆な重点投資を推進することで、供給力強化と持続的な成長に向けた基盤を構築していく。」としている。

(2) 本市財政の今後の見通し

令和3（2021）年度一般会計決算における市税等の自主財源比率は31.4%、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は92.0%で、脆弱で硬直した財政状況である。

その大きな要因としては、普通交付税の合併算定替えの縮減（試算では年17億円程度の減収）、人口減少における市税減収、社会保障関係経費の増大、負担金・繰出金の増嵩である。

これらのことから、近年の当初予算編成において、平成29（2017）年度以降毎年度、10億円以上を財政調整基金から繰り入れて収支均衡を図っている状況である（2020：12億円、2021：14億円、2022年度：14億円）。したがって、歳入規模に見合った歳出規模に縮減していかなければ、今後ますます予算編成が困難となることは必至である。

本年8月に公表した長期財政見通しでも、今後10年間で約54億円の赤字を見込むなど、このような厳しい財政状況を職員一人ひとりが認識し、新型コロナウイルス感染症への対応、社会経済活動の再生、物価高騰などへの対応を図りながら、持続可能な行政を確立するため、抜本的かつ大規模な取り組みが必要となる。

2 基本方針

(1) 「主人公は市民」 市民の日々の暮らしを着実に支え続ける

厳しい財政状況下にあっても、「主人公は市民」という考え方のもと、市民目線を基本とし、自治体の最も重要な責務である、市民の日々の暮らしを着実に支え「豊岡で暮らして良かった」と市民が実感できるまちづくりを進める。

(2) 社会経済活動の再生に全力で取り組む

新型コロナウイルス感染拡大を抑えつつ、社会経済活動を一層前に進めていく必要がある。そのため、社会経済状況の変化に応じ機敏に、適切に対応していく。

(3) 物価高騰への対応

国・県の経済対策の動向を注視しながら、物価高騰に対応する効果的な生活支援・事業者支援策を検討すること。

(4) 基本構想に掲げる「小さな世界都市-Local & Global City-」を実現する

基本構想に掲げる戦略目的（めざすまちの将来像）「小さな世界都市-Local & Global City-」を実現するための主要な手段（達成すべき状態）に基づき、市政経営方針における戦略的な取組みを強力に推し進める。

(5) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

市民の利便性向上と職員の業務効率化のため、業務フローの再構築やデジタル化を進める。

(6) 雇用の場の創出

新しい産業の開拓やIT企業誘致の強化、幅広い産業における新たなツーリズムの開拓など雇用の場の創出を目指す。

(7) 行財政改革に取り組む

第4次行財政改革大綱の4つの柱（①市民との共創 ②歳入確保の推進 ③歳出の効果的・効率的な実行 ④職員の意識・行動改革）を踏まえ、事業の存廃及びやり方を検討すること。

(8) 地方創生に的確に対応する

令和2（2020）年度に「第2期豊岡市地方創生総合戦略」がスタートした。人口減少のスピードを極力和らげるとともに、その施策を通じて、なお進む人口減少下においても地域活力を維持していく取組みを進めていく。

地方創生関連事業について、これまでの成果を踏まえ、必要性や有益性、将来コスト等を勘案し、事業費の見直しと新たな財源の確保を検討すること。

3 限度額の設定

厳しい財政状況、物価高騰の現状などを踏まえ、経常的経費には要求限度額を設定、地方創生関連事業を除く政策的経費には査定限度額を設定し、厳格に運用する。

(1) 経常的経費

令和4（2022）年度当初予算額（一般財源ベース）を基準として要求限度額を設定し、枠配分査定を行う。また、物件費の上昇が見込まれるが、経費の見直しを図り枠内に収めること。なお、令和4（2022）年度は政策的経費で要求したが、令和5（2023）年度以降は経常的経費に移行する事業費についても要求限度額に含めること。

(2) 政策的経費（地方創生関連事業）

現行とおり一件審査により査定を行う。

(3) 政策的経費（地方創生関連事業除く）

令和4（2022）年度当初予算額（一般財源ベース）を参考に、地方財政計画、長期財政見通し等により歳入総額を見込み、経常的経費及び地方創生関連事業などの査定状況を加味したうえで査定限度額を設定。要求順位に基づく査定を行う。

4 予算要求基準

(1) 総括的事項

ア 部長の強力なリーダーシップのもと、スクラップ&ビルドの視点を強く意識し、真に必要な事業についてのみ限度額内において予算要求すること。

イ 歳出所要額、財源ともに1年間の見積りをベースに編成作業を行い、新年度開始後に予算補正や予算流用等が生じないよう確実に見込むこと。

ウ 市民要望については、各所管部局で精査し、真に必要な事案については的確に対応すること。

エ 歳入については、市税等の収納率の向上策や、使用料及び手数料等の増収策を積極的に検討すること。また、「豊岡市債権に関する条例」及び「債権管理マニュアル」に基づき、債権の適正管理に努め、歳入の確保を図ること。

オ 外部との協議・打ち合わせ等については、積極的にテレビ会議等を取り入れることとして、旅費の大幅な縮減に努めること。

カ 市は2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明し、2023年度にかけて「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定する予定である。公共施設の改修等に当たっては、再エネ化及び省エネ化について必ず生活環境課地球温暖化防止対策室と協議を行い、脱炭素の取組と齟齬が無いよう留意すること。

キ 市民サービスの向上を図るため、2023年度に組織・機構の大幅な見直しが行われる予定である。詳細は検討中のため、現行の組織の枠で要求を行うこと。

ク 令和5（2023）年10月から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求

書等保存方式（インボイス制度）が開始される。一般会計の他、特別会計、公営企業会計とも適切に対応すること。

ケ 公共施設の統廃合等により生じる減額は、必ず要求に反映させること。他の経費に割り振ることは認めない。

コ 物価高騰による影響については、現在の状況を踏まえたうえで、事業費の抑制、代替手法の検討、受益者負担の適正化、国・県経済対策の活用など、適切に対応すること。

(2) 経常的経費

ア 義務的事業

(ア) 人件費（人事課執行分）については、総額の抑制に努めること。特に、「時間のマネジメント」では「しない・見直す・助け合う」により、2023年度の時間外・休日勤務時間の数値目標を2019年度実績の1/4としている。やむを得ず時間外勤務等をする場合であっても、この時間内で仕事の目標を達成すること。（災害等緊急対応等は除く。）

(イ) 扶助費については、対象者や扶助額を徹底して精査すること。また単独事業は、他市の状況や他の類似事業からその必要性を検証し、縮小・廃止について検討すること。

イ 固定的事業

(ア) 特別会計への繰出金及び企業会計への負担金は、繰出基準に基づき必要額を要求すること。

(イ) 公立豊岡病院組合、但馬広域行政事務組合、北但行政事務組合に係る負担金については、年次計画等の予定額で要求することとし、確定次第、修正すること。

ウ 経常的事業

(ア) 施設維持管理事業、例年実施する事業、人件費（担当課執行分）等は、別途指示する予算要求枠の範囲内で要求すること。

(3) 政策的経費

ア 緊急性などの観点から充分精査し、効果を十分に検証し、真に必要なもののみ限定すること。

イ 前年度からの継続事業、重要施策市長ヒアリング、長期財政見通しに計上された事業を対象とする。政策協議が整っていないものは要求しないこと。

ウ 公共施設の整備については、「豊岡市公共施設再編計画」及び「個別施設計画」の方針に沿い、原則として施設の新設は行わず、大規模改修・長寿命化等を行う際には施設の複合化・多機能化等を前提に検討を行うこと。また、基本計画の段階から運営体制をはじめ、機能面・維持管理面等について十分に検討を行うこと。

エ 庁舎や学校などの公共施設及び道路・橋梁などのインフラ施設の老朽化に伴う維持保全については、施設の安全性の確保や適正管理を計画的かつ効果

的に実行していくこと。

オ 公共施設再編計画において、今後も確実に存続が必要との政策判断を得ている施設は「予防保全」に向けた対応をとるとともに、ランニングコスト削減なども勘案し、適切に対応すること。その他の施設は、基本的に大規模改修や建替えを想定していないが、施設の安全対策等に留意し、適切に対応すること。なお、要求に際しては、2017年度に作成した公共施設点検マニュアルによって点検し、その結果を概要調書等に明記すること。

カ 情報システムの調達経費（システム及び機器等）については、「豊岡市情報システム調達ガイドライン」（平成22年3月策定）に基づく「情報システム基本計画書」を添付すること。

キ 各種補助金については、「補助金等の見直し基準（平成27年3月）」の「補助金等の交付基準」の要件を満たしているか十分に確認精査のうえ要求すること。既存の補助金にあっても、同基準の趣旨を踏まえ、必要に応じて事業の見直しを行うこと。

ク 地方創生関連事業を除く政策的経費については、査定限度額の設定により、要求順位に基づく査定を行うことから、部長の強力なリーダーシップのもと順位付けを行うこと。なお、要求順位の低いものは一律ゼロ査定とする可能性がある。

5 予算編成方法の見直し

令和5（2023）年度の大幅な組織・機構の見直しに伴い、令和6（2024）年度予算編成からは部長権限を拡大しての方法を検討していることから、今後の動向に留意すること。

6 特別会計、公営企業会計

- (1) 特別会計及び公営企業会計についても、一般会計予算に準ずるほか、経営の一層の効率化及び自己財源の確保を図ること。
- (2) 水道及び下水道事業会計にあつては、事前に予算編成方法についての考え方を整理し、個別の財政計画をローリングした上で、予算を編成すること。予算編成方法についての考え方及び財政計画のローリングについては、事前に財政課と協議・調整すること。
- (3) 一般会計と関連する事務事業については、関係課等と事前に十分協議・調整を行うこと。